

平成23年度使用教科用図書（学校教育法附則第9条の規定による教科用図書〔一般図書〕）採択基準

[特別支援学校及び特別支援学級]

1 内容に関すること

- (1) 特別支援教育の教育課程の目標，内容を踏まえているか。
- (2) 教材は，生活への適応能力の向上を図り，社会的自立を促す配慮がなされているか。
- (3) 児童生徒の障害の種別・程度及び児童生徒の特性等に応じているか。

2 組織と配列に関すること

- (1) 教材は，児童生徒の発達と特性等に即しているか。
- (2) 教材の分量と区分が適切であるか。
- (3) 教材の配列が，易から難へ配慮されているか。
- (4) 季節や行事等との関連が考慮されているか。

3 学習と指導に関すること

- (1) 教材は，基礎的能力を養ったり，発展的な学習に取り組んだりできるように配慮されているか。
- (2) 興味や関心を喚起するように工夫されているか。
- (3) 多様な個性や能力に応じた指導ができるように配慮されているか。
- (4) 他の教育活動との関連が考慮されているか。
- (5) 内容がより理解できるような挿絵，図表，写真等が示されているか。

4 表現と体裁等に関すること

- (1) 表記，表現が適切であるか。
- (2) 児童生徒が親しみや魅力を感じるよう配慮されているか。
- (3) 活字の大きさや字形は適切で，色彩，印刷は鮮明で見やすいか。
- (4) 図表等の大きさや配置，レイアウトやバランスが適切であるか。
- (5) 製本は体裁がよく堅ろうであり，安全や環境への配慮がなされているか。